

いたみし れいわ ねん がつ にち  
伊丹市は、令和2（2020）年5月15日から

# 「伊丹市同性パートナーシップ宣誓制度」

じっし  
を実施しています。

じんせい ぱーとなー  
人生のパートナー

たいせつ ひと おも おな  
大切な人への想いは、みな同じ



性自認が戸籍の性と異なったり性的指向が異性に限らない、いわゆる性的マイノリティの人が、同性の相手と、互いに人生のパートナーとなっても、現在の法律では、結婚はできません。

そのため、周りの人に、自分とパートナーとの絆を認めてもらう方法がなく、同性カップルの人は、苦しんでいます。

伊丹市では、誰もが互いの多様性を認め合う、共に生きる社会を目指し、このような性的マイノリティの人の不安を少しでも解消し、安心して暮らしてもらえるよう、同性パートナーシップ宣誓制度を実施しています。

## パートナーシップ宣誓制度とは

互いを人生のパートナーとして、協力し合い、支え合うことを市長に宣誓した同性カップルに対し、市長がこれを証して受領証をお渡しするものです。

同性カップルの人は、病院での面会や治療、住宅入居を始め、パートナー、家族としての関係が求められる様々な場面で、この受領証の提示により、夫婦と同様の関係性を理解されやすくなります。

# 伊丹市同性パートナーシップ宣誓の手続き

## ◇対象者の要件

互いを人生のパートナーとし、日常生活において、相互に協力し合い、支え合うことを約束した、一方は双方が性的マイノリティのお二人で、次のすべてを満たしている方とします。

- (1) 成年であること。
- (2) 本市に住所を有し、又は概ね1か月以内に本市への転入を予定していること。
- (3) 配偶者がいないこと及び宣誓の相手方以外の者とパートナーシップ関係にないこと。
- (4) 近親者でないこと（養子縁組は除く）

## ◇手続きの流れ

宣誓の申出、必要書類の提出



宣誓しようとするお二人が  
市役所へ来庁、必要書類を提出

必要書類の確認、本人確認



要件を満たしているかどうか、  
必要書類等の内容確認

宣誓書へ署名



要件を満たす場合、お二人で  
宣誓書に署名

宣誓書受領証・宣誓書受領証カードの交付（即日発行）

### 必要書類

- ◇住民票の写し（宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。）個人番号カード（マイナンバーカード）の写し、運転免許証の写しのいずれか1つ
- ◇戸籍謄本又は戸籍簿本、独身証明書

### 提示書類（本人確認書類）

- ◇個人番号カード（マイナンバーカード）、運転免許証、旅券、その他官公庁署が発行した免許証等で本人の顔写真が貼付けされたもの。
- ◆個人番号カード（写真付きマイナンバーカード）の写し、運転免許証の写しを提出した場合、本人確認書類は不要。

### 提出先

伊丹市 同和・人権・平和課

## 《宣誓書受領証カードの見本》

（表面）

同性パートナーシップ宣誓書受領証カード

伊丹市同性パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、お二人から同性パートナーシップの宣誓書を受領しました。

\_\_\_\_ 様 \_\_\_\_\_ 様

宣誓日 年 月 日

伊丹市長

（裏面）

このカードは、お二人が人生のパートナーとして、相互に協力し支え合って、暮らしていく関係であると宣誓されたことを伊丹市として証するものです。法的な効力を有するものではありませんが、カードの提示を受けた方は、上記の趣旨をご理解くださいますようお願いいたします。

発行：伊丹市

本人： \_\_\_\_\_ パートナー： \_\_\_\_\_

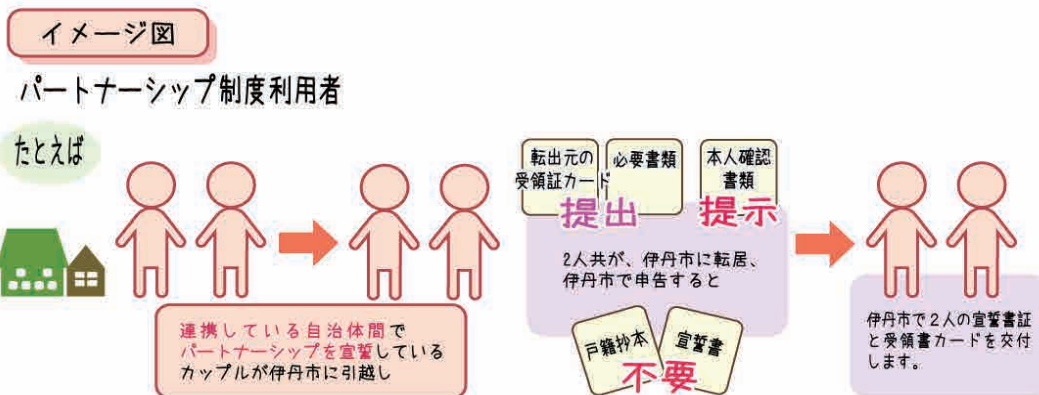
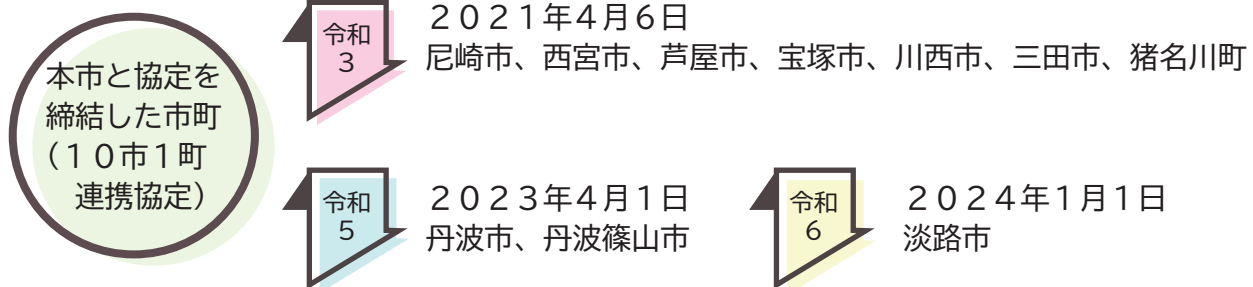
※通称名を使用している場合、戸籍上の名前

【緊急連絡先】（任意）  
私、本人が急病等万一の場合、パートナーへ連絡してください。  
パートナー連絡先 \_\_\_\_\_

## 他市町との連携について



本市では、性の多様性の理解の広がりを目指し、様々な市町と協定や連携を行っています。同性パートナーシップ宣誓制度を利用している方が転出する場合、これまでは転入先の自治体で改めて宣誓制宣誓手続きを行う必要がありました。しかし、以下の自治体間の転出入であれば、必要書類を簡素化し、転出元の受領証及び住民票の写し等の提出、本人確認書の提示のみの簡単な手続きで伊丹市の宣誓受領証カードを交付します。



※転出元での申請は不要です。  
※「伊丹市同性パートナーシップ宣誓制度実施要綱」に基づく対象者が対象となります。





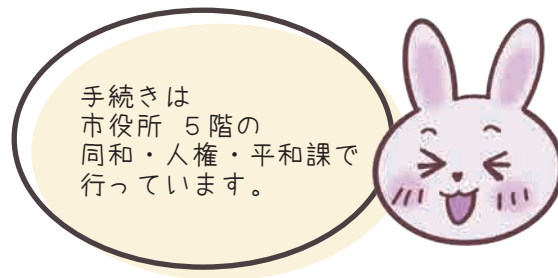
伊丹市同性パートナーシップ  
宣誓制度と手続きに関して。



伊丹市同性パートナーシップ  
宣誓制度の取組みに関する協定  
締結と簡素化手続きに関して。



自治体間連携に関して。



手続きは  
市役所 5階の  
同和・人権・平和課で  
行っています。

伊丹市 市民自治部 共生推進室  
同和・人権・平和課  
電話：072-784-8077